

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現行
<p>8の12-2-1 規則第8条の12第1項第1号に掲げる事項に繰越欠損金を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、同条第2項第1号の記載に当たっては、当該繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異（「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に定める「将来減算一時差異」をいう。）等（繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含む。）の合計に係る評価性引当額に区分して記載するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>31-6 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、規則第31条第6号の長期資産に属するものとする。</p>	<p>31-4 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、規則第31条第4号の長期資産に属するものとする。</p>
<p>33 規則第33条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 (略) 2 規則第31条の3に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>	<p>33 規則第33条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 (略) 2 規則第31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>
<p>49-1-9 規則第49条第1項第9号の預り金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の預り金及び同条第6号のその他の負債に含まれる預り金並びに当該会社が源泉徴収した役員又は従業員の所得税等について記載するものとする。 なお、規則第49条第1項第9号ただし書の規定により除くこととされている株主、役員又は従業員からの預り金には、役員又は従業員の社内預金等が含まれる。</p>	<p>49-1-10 規則第49条第1項第10号の預り金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の預り金及び同条第6号のその他の負債に含まれる預り金並びに当該会社が源泉徴収した役員又は従業員の所得税等について記載するものとする。 なお、規則第49条第1項第10号ただし書の規定により除くこととされている株主、役員又は従業員からの預り金には、役員又は従業員の社内預金等が含まれる。</p>